

第5 屋内貯蔵所

1 規制範囲

- (1) 屋内貯蔵所において自家用小型自動車に時々給油するため、貯蔵中の容器等から小分けする場合は貯蔵に伴う取扱いとする。
- (2) 屋内貯蔵所で指定数量以上の危険物を取扱う場合には、別に一般取扱所を設置して取り扱うこと。
(貯蔵のための取扱いは良いが、貯蔵の概念を離れる指定数量以上のその他の取扱いはできない。)
- (3) 旧防空ごう（トンネル）を利用した屋内貯蔵所の設置については、危政令第23条の規定を適用し、設置を認めることができる。
- (4) 台船内部に設ける塗料倉庫の規制は、法第3章の規定の適用を受けるが、その設置を認めることはできない。

2 位置、構造及び設備の基準

(1) 平屋建の屋内貯蔵所

- ア 屋内貯蔵所と学校との保安距離は、敷地境界線からでなく児童、生徒等を収容する建築物等自体から測定する。
 - イ 屋内貯蔵所と一般住宅との保安距離の短縮として危政令第9条第1項ただし書（防火上有効な塀を設けること。）の規定を適用することは適当でない。
 - ウ 危政令第10条第1項第6号に規定する「延焼のおそれのある外壁」は、「第3製造所」の例による。
 - エ 危政令第10条第1項第10号に規定する「水が侵入し、又は浸透しない構造」は、床を周囲の地盤面より高くする等をいうものである。
 - オ 危政令第10条第1項第11号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、「第3製造所」の例による。
 - カ 架台は、地震時の荷重に対して座屈及び転倒を生じない構造とすること。
 - キ 危省令第16条の2の2第1項第3号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、地震動等による落下を防止するため、不燃材料でできた柵等を設けることをいう。
 - ク 危政令第10条第1項第12号に規定する「必要な採光、照明」は、「第3製造所」の例によること。
 - ケ 危政令第10条第1項第12号に規定する「換気の設備」及び「排出する設備」は、「第16換気設備等」の例によること。
 - コ 危政令第10条第1項第14号及び危省令第16条の2第3号に規定する「周囲の状況によって安全上支障がない場合」は、「第3製造所」の例による。
 - サ 日除け、雨除けのために設けるひさしの長さは1メートル以下とすること。
- (2) 屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける屋内貯蔵所
- ア 危政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、

同一の階において隣接しないで設ける場合に限り、一の建築物に2以上設置することができる。

イ 危政令第10条第3項第4号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、国土交通省告示に適合する壁（70ミリ以上の軽量気泡コンクリート製パネル）も含まれる。

ウ 危政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所は、建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分の用途は問わない。

エ 危政令第10条第3項第5号に規定する「出入口」は、屋外に面していなくてもよい。